（地Ⅱ229）
平成30年3月20日

都道府県医師会
担当理事殿

日本医師会
常任理事　松本吉郎

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

既に地Ⅱ205（平成30年2月14日）にて、骨子案の段階で周知をしておりましたが、今般、別添のとおり、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」が正式に決定されたことを受け、厚労省より周知依頼が参りました。

取組に当たっては、

①「労務管理チェックリスト（厚労省作成）」（参考3）や日本医師会の「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール（日本医師会勤務医の健康支援に関する検討委員会作成）」（参考4）を活用し、別添の緊急的取組に示された内容を取り組んでいただくこと

②不明点があれば、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターと産業保健総合支援センター（別紙1）にお問い合わせいただくこと

③厚労省は、36協定等、労務管理については、概ね1年を目途に取組を進めるよう求めていること

を管下の医療機関に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本件は、本会だけでなく、日本医療法人協会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会、全国自治体病院協議会、全国医学部長病院長会議にも周知されていることを申し添えます（別紙2）。

以上

医政発０３０５第８号
平成３０年３月５日

公益社団法人　日本医師会　会長　殿

厚生労働省医政局長

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成２９年３月２８日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配意をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取り組むことが求められている項目のうち労働時間管理、３６協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね１年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙１の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙２の病院団体宛てにも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

別添

医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組

平成３０年２月２７日
医師の働き方改革に関する検討会

医師の働き方改革に関する検討会においては、医師の時間外労働規制の施行を待たずとも、勤務医を雇用する個々の医療機関が自らの状況を踏まえ、できることから自主的な取組を進めることが重要と考え、以下のとおり、医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組をとりまとめた。このうち、１～３については、現行の労働法制により当然求められる事項も含んでおり、改めて、全医療機関において着実に実施されるべきである。

これらの取組は、一人ひとりの医師の健康やワーク・ライフ・バランスの確保と、医療の質・安全の向上のためにこれまでとは異なる新しい働き方を生み出していくこと、若手医師のキャリア形成を応援できる勤務環境を整えていくための第一歩である。そのため、医療機関において経営や組織運営全般に責任を持つ立場や、個々の医療現場の責任者・指導者の立場にある医師が主体的に取り組めるよう支援していくことが重要である。

したがって、医療機関の自主的な取組を基本としつつ、厚生労働省による好事例の積極的な発信、各種補助金による医療機関への財政的支援、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーの訪問などによる積極的な相談支援、各病院団体等による支援がなされることが重要であり、そのような取組を強く求めるとともに、実施状況を今後の議論の参考としたい。

また、医師の負担軽減や勤務環境の改善に資する診療報酬での対応を図ることは重要である。

さらに、医師の勤務負担の軽減、労働時間の短縮に向けては、患者やその家族である国民の理解が欠かせない一方、医療を必要とする人が受診しづらい、受診を控えざるをえないといった無理を強いる事態を招かないよう、適切な周知と理解がなされることが不可欠である。国民の理解を適切に求めていく周知の具体的な枠組みについて、厚生労働省において早急に検討されるよう求める。

１　医師の労働時間管理の適正化に向けた取組

労働時間短縮に向けた取組を行う上では実態を把握することが重要であるこ

とから、まずは医師の在院時間について、客観的な把握を行う。ＩＣカード、タイムカード等が導入されていない場合でも、出退勤時間の記録を上司が確認する等、在院時間を的確に把握する。

２　３６協定等の自己点検

３６協定の定めなく、また、３６協定に定める時間数を超えて時間外労働をさせていないかを確認する。また、医師を含む自機関の医療従事者とともに、３６協定で定める時間外労働時間数について自己点検を行い、業務の必要性を踏まえ、長時間労働とならないよう、必要に応じて見直しを行う。自己点検に当たっては、診療科ごとの実態の違いを考慮した複数の定めとする対応も検討する。あわせて、就業規則等の労働関係法令上作成が求められる書類についても各医療機関で内容を確認した上で、自己点検後の３６協定等を適用対象である医師に対してきちんと周知する。

３　既存の産業保健の仕組みの活用

労働安全衛生法に定める衛生委員会や産業医等、既存の産業保健の仕組みが設置されていても十分に活用されていない実態を踏まえ、活用を図ることとし、長時間勤務となっている医師、診療科等ごとに対応方策について個別に議論する。その上で、労働時間短縮の具体的な対策として４・６に掲げる事項等について検討する。

４　タスク・シフティング（業務の移管）の推進

各医療機関においては、医師の業務負担軽減のため、他職種へのタスク・シフティング（業務の移管）を推進する。

- ○　初療時の予診
- ○　検査手順の説明や入院の説明
- ○　薬の説明や服薬の指導
- ○　静脈採血
- ○　静脈注射
- ○　静脈ラインの確保
- ○　尿道カテーテルの留置（患者の性別を問わない）
- ○　診断書等の代行入力
- ○　患者の移動

等については、平成１９年通知（※）等の趣旨を踏まえ、医療安全に留意しつつ、原則医師以外の職種により分担して実施することで、医師の負担を軽減する。さらに、各医療機関において労働時間が長い医師について、その業務の内容を再検討し、上記３の仕組みも活用しつつ、関係職種で可能な限り業務分担が図れるよう検討を行う。

また、特定行為研修を修了した看護師を有効に活用し、タスク・シフティングを進めている医療機関があるという実態を踏まえ、特定行為研修の受講を推進するとともに、生産性の向上と患者のニーズに対応するため、特定行為研修を修了した看護師が適切に役割を発揮できるよう業務分担等を具体的に検討することが望ましい。

特に大学病院においては、今回緊急に実施した調査結果において他の病院団体よりもタスク・シフティングが進んでいなかった現状を踏まえ、上記取組を一層推進する。

（※）「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知）

５　女性医師等に対する支援

医師が出産・育児、介護等のライフイベントで臨床に従事することやキャリア形成の継続性が阻害されないよう、各医療機関において、短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進するなどきめ細やかな対策を進める。

６　医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

１～５については、勤務医を雇用するすべての医療機関において取り組むことを基本とするが、これ以外に、各医療機関の置かれた状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組として、

○　勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等の対応を行わないこと
○　当直明けの勤務負担の緩和（連続勤務時間数を考慮した退勤時刻の設定）
○　勤務間インターバルや完全休日の設定
○　複数主治医制の導入

など各医療機関・診療科の特性を踏まえた取組を積極的に検討し、導入するよう努める。

別紙1

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」に関する相談機関

○　労務管理を含む勤務環境改善全般に関すること
各都道府県医療勤務環境改善支援センター一覧(全国 47 ヶ所)

都道府県名	住所	電話番号
北海道	札幌市北区北 10 条西 4 丁目 1-23-403	011-214-9700
青森県	青森市長島 1-1-1	017-734-9288
岩手県	盛岡市内丸 10 番 1 号	019-651-3191
宮城県	仙台市青葉区大手町 1 番 5 号	022-227-1591
秋田県	秋田市山王４丁目１－１　秋田県庁２階	018-860-1403
山形県	山形市松波２丁目８－１　山形県庁３階	023-630-2258
福島県	福島県福島市新町４－２２	024-521-5115
茨城県	茨城県水戸市笠原町 489	028-622-2655
栃木県	栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森４階	028-622-2655
群馬県	前橋市大手町１－１－１	027-226-2538
埼玉県	埼玉県さいたま市中央区新都心１－２	048-601-4600
千葉県	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3635
東京都	東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 5 階	03-6272-9345
神奈川県	横浜市中区日本大通 1	045-664-2522
新潟県	新潟市中央区医学町通二番町 13 番地	025-223-6381
富山県	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号	076-444-3218
石川県	金沢市鞍月 1-1	076-225-1433
福井県	福井県福井市大願寺３丁目４－１０	0776-24-1666
山梨県	甲府市丸の内 1 丁目 6-1　県庁 5 階	055-223-1480
長野県	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁 4 階	026-235-7145
岐阜県	岐阜市薮田南 2 丁目 1 番 1 号９階医療福祉連携推進課内	058-272-8254
静岡県	静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁西館 3 階	054-221-3762
愛知県	名古屋市中区錦 3-6-35 名古屋郵船ビル 8 階	052-971-5211
三重県	三重県津市桜橋二丁目 191-4	059-253-8879

	三重県医師会館 5 階	
滋賀県	大津市京町 4 丁目 3-28 滋賀県厚生会館 3 階	077-500-3106
京都府	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸 8 階	075-354-8844
大阪府	大阪市天王寺区六万体町 4-11 大阪府病院年金会館 3 階	06-6776-1616
兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	078-362-3606
奈良県	奈良県橿原市大久保町 454-10	0744-22-5750
和歌山県	和歌山市手平 2 丁目１－２ 県民交流プラザ　和歌山ビッグ愛　６階	073-488-5131
鳥取県	鳥取市戎町 317	0857-29-0060
島根県	島根県松江市殿町 1 番地	0852-22-5691
岡山県	岡山県岡山市北区駅元町 19 番 2 号	086-250-5111
広島県	広島市中区基町 10 番 52 号	082-513-3056
山口県	山口県山口市滝町 1 番 1 号	083-933-2922
徳島県	徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地	088-621-2212
香川県	高松市番町四丁目 1 番 10 号	087-832-3321
愛媛県	松山市室町 73-1 ハッピービルディング 1 階	089-993-7831
高知県	高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号 高知県庁本庁舎４階	088-882-9910
福岡県	福岡県福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3330
佐賀県	佐賀県佐賀市水ケ江１－１２－１０ 佐賀メディカルセンター４階	0952-37-1414
長崎県	長崎市尾上町 3 番 1 号	095-895-2425
熊本県	熊本市中央区花畑町 1 番 13 号 熊本県医師会館内 5 階	096-354-3848
大分県	大分市大手町３丁目１番１号　県庁別館	097-506-2656
宮崎県	宮崎市和知川原 1-101	0985-20-1211
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市祇園之洲町 5	099-813-7731
沖縄県	沖縄県南風原町字新川 218-9	098-888-0087

○ 産業保健に関すること

産業保健総合支援センター一覧(全国 47 ヶ所)

※地域窓口の連絡先はそれぞれの都道府県の産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

北海道産業保健総合支援センター	〒060-0001 北海道札幌市中央区北１条西 7-1 プレスト 1･7 ビル 2F	TEL 011-242-7701 FAX 011-242-7702
青森産業保健総合支援センター	〒030-0862 青森県青森市古川 2-20-3 朝日生命青森ビル 8F	TEL 017-731-3661 FAX 017-731-3660
岩手産業保健総合支援センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 14F	TEL 019-621-5366 FAX 019-621-5367
宮城産業保健総合支援センター	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30　15F	TEL 022-267-4229 FAX 022-267-4283
秋田産業保健総合支援センター	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町 6-6 秋田県総合保健センター4F	TEL 018-884-7771 FAX 018-884-7781
山形産業保健総合支援センター	〒990-0047 山形県山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 4F	TEL 023-624-5188 FAX 023-624-5250
福島産業保健総合支援センター	〒960-8031 福島県福島市栄町 6-6 NBF ユニックスビル 10F	TEL 024-526-0526 FAX 024-526-0528
茨城産業保健総合支援センター	〒310-0021 茨城県水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル 8F	TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335
栃木産業保健総合支援センター	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り 1-4-24 MSC ビル 4F	TEL 028-643-0685 FAX 028-643-0695
群馬産業保健総合支援センター	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町 1-7-4 群馬メディカルセンタービル 2F	TEL 027-233-0026 FAX 027-233-9966
埼玉産業保健総合支援センター	〒330-0063	TEL 048-829-2661

	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-2-3 さいたま浦和ビルディング 6F	FAX 048-829-2660
千葉産業保健総合支援センター	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 8F	TEL 043-202-3639 FAX 043-202-3638
東京産業保健総合支援センター	〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3F	TEL 03-5211-4480 FAX 03-5211-4485
神奈川産業保健総合支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第 6 安田ビル 3F	TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161
新潟産業保健総合支援センター	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 朝日生命新潟万代橋ビル 6F	TEL 025-227-4411 FAX 025-227-4412
富山産業保健総合支援センター	〒930-0856 富山県富山市牛島新町 5-5 インテックビル 4F	TEL 076-444-6866 FAX 076-444-6799
石川産業保健総合支援センター	〒920-0031 石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 9F	TEL 076-265-3888 FAX 076-265-3887
福井産業保健総合支援センター	〒910-0006 福井県福井市中央 1-3-1 加藤ビル 7F	TEL 0776-27-6395 FAX 0776-27-6397
山梨産業保健総合支援センター	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 2-32-11 山梨県医師会館 4F	TEL 055-220-7020 FAX 055-220-7021
長野産業保健総合支援センター	〒380-0936 長野県長野市岡田町 215-1 日本生命長野ビル 4F	TEL 026-225-8533 FAX 026-225-8535
岐阜産業保健総合支援センター	〒500-8844	TEL 058-263-2311

	岐阜県岐阜市吉野町 6-16 大同生命・廣瀬ビル B1F	FAX 058-263-2366
静岡産業保健総合支援センター	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町 2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル 9F	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123
愛知産業保健総合支援センター	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町 2-13 栄第一生命ビルディング 9F	TEL 052-950-5375 FAX 052-950-5377
三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 三重県津市桜橋 2-191-4 三重県医師会館ビル 5F	TEL 059-213-0711 FAX 059-213-0712
滋賀産業保健総合支援センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 8F	TEL 077-510-0770 FAX 077-510-0775
京都産業保健総合支援センター	〒604-8186 京都府京都市中京区 車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5F	TEL 075-212-2600 FAX 075-212-2700
大阪産業保健総合支援センター	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館 9F	TEL 06-6944-1191 FAX 06-6944-1192
兵庫産業保健総合支援センター	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通 6-1-20 ジイテックスアセントビル 8F	TEL 078-230-0283 FAX 078-230-0284
奈良産業保健総合支援センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 1-1-32 奈良交通第 3 ビル 3F	TEL 0742-25-3100 FAX 0742-25-3101
和歌山産業保健総合支援センター	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上 2-1-22 和歌山県日赤会館 7F	TEL 073-421-8990 FAX 073-421-8991
鳥取産業保健総合支援センター	〒680-0846	

	鳥取県鳥取市扇町 115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6F	TEL 0857-25-3431 FAX 0857-25-3432
島根産業保健総合支援センター	〒690-0003 島根県松江市朝日町 477-17 明治安田生命松江駅前ビル 7F	TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881
岡山産業保健総合支援センター	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビルディング 12F	TEL 086-212-1222 FAX 086-212-1223
広島産業保健総合支援センター	〒730-0011 広島県広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 5F	TEL 082-224-1361 FAX 082-224-1371
山口産業保健総合支援センター	〒753-0051 山口県山口市旭通り 2-9-19 山口建設ビル 4F	TEL 083-933-0105 FAX 083-933-0106
徳島産業保健総合支援センター	〒770-0847 徳島県徳島市幸町 3-61 徳島県医師会館 3F	TEL 088-656-0330 FAX 088-656-0550
香川産業保健総合支援センター	〒760-0025 香川県高松市古新町 2-3 三井住友海上高松ビル 4F	TEL 087-826-3850 FAX 087-826-3830
愛媛産業保健総合支援センター	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町 4-5-4 松山千舟454ビル 2F	TEL 089-915-1911 FAX 089-915-1922
高知産業保健総合支援センター	〒780-0870 高知県高知市本町 4-1-8 高知フコク生命ビル 7F	TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151
福岡産業保健総合支援センター	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡県メディカルセンタービル 1F	TEL 092-414-5264 FAX 092-414-5239
佐賀産業保健総合支援センター	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 4F	TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887

長崎産業保健総合支援センター	〒852-8117 長崎県長崎市平野町 3-5 建友社ビル 3F	TEL 095-865-7797 FAX 095-848-1177
熊本産業保健総合支援センター	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 9-24 住友生命熊本ビル 3F	TEL 096-353-5480 FAX 096-359-6506
大分産業保健総合支援センター	〒870-0046 大分県大分市荷揚町 3-1 いちご・みらい信金ビル 6F	TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074
宮崎産業保健総合支援センター	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島 1-18-7 大同生命宮崎ビル 6F	TEL 0985-62-2511 FAX 0985-62-2522
鹿児島産業保健総合支援センター	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル 4F	TEL 099-252-8002 FAX 099-252-8003
沖縄産業保健総合支援センター	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	TEL 098-859-6175 FAX 098-859-6176

別紙2

・一般社団法人　日本医療法人協会

・一般社団法人　日本病院会

・公益社団法人　全日本病院協会

・公益社団法人　日本精神科病院協会

・公益社団法人　全国自治体病院協議会

・一般社団法人　全国医学部長病院長会議